

令和7年2月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

所得稅更正處分等取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年10月24日

判 決

[Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同補佐人税理士

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同代表者法務大臣

処 分 行 政 庁

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

河 野 隆 太 朗

小 山 浩 治

酒 井 真 子

丸 山 木 綿 子

国 鈴 木 馨 祐

麻 布 税 務 署 長

豊 間 根 岳 介

早 田 祐 介

的 場 将 男

戸 田 行 重

植 村 冬 樹

藤 崎 直 樹

森 西 ひ と み

菊 地 香 里

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1. 麻布税務署長が令和2年11月25日付けで原告に対してした平成29年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、課税される所得金額のうち総所得金額が3億7348万2478円を超える部分及び納付すべき税額がマイナス817万0706円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも令和4年3月23日付け裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
2. 麻布税務署長が令和2年11月25日付けで原告に対してした平成30年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち、課税される所得金額のうち総所得金額が2億3489万0020円を超える部分及び納付すべき税額がマイナス6661万4582円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1. 原告は、複数の預金口座において外国通貨（以下「外貨」という。）である米国ドル（以下単に「ドル」という。）及びユーロを保有していたところ、平成29年から平成30年にかけて、米国に所在する不動産をドル建てで購入するなどの複数の外貨建取引を行った。原告は、これらの取引につき、為替差益に係る所得はないとの前提で平成29年分及び平成30年分（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告を行ったが、麻布税務署長は、それらの外貨建取引につき為替差益が生じており、当該為替差益が雑所得に該当するとして、本件各年分の所得税等について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

本件は、原告が、上記各処分が違法であると主張して、各更正処分の一部及び各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

関係法令の定めは、別紙1のとおりである（なお、各別紙中で定義した略称

は、本文中においてもこれを用いる。) 。

- 3 前提事実 (争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実。なお、枝番号のある書証は、特段の記載のない限り、枝番号を全て含む。以下同じ。)

5 (1) 原告が保有していた外貨建預金口座

原告は、平成17年から平成28年までに、次のアからクに記載した各金融機関において、原告名義の外貨建預金口座 (以下、これらを併せて「本件外貨建預金口座」という。) を順次開設し、本件各年分において同各口座でドル及びユーロを保有していた。

10 ア 金融機関：株式会社 [] 銀行 (以下「 [] 銀行」という。) []
[] 支店 (口座番号： []) (以下「本件口座」という。)

保有外貨：ドル及びユーロ (乙1)

イ 金融機関： [] 銀行株式会社 [] (口座番号： [])
保有外貨：ドル (乙2)

15 ウ 金融機関：株式会社 [] 銀行 [] 支店 (口座番号： [])
保有外貨：ドル (乙3)

エ 金融機関： [] 銀行株式会社 [] (口座番号： [])
保有外貨：ドル (乙4)

オ 金融機関： [] Bank, [] ([] Account) (口座番号： [])
保有外貨：ドル (乙5)

20 カ 金融機関： [] Bank, [] ([] Account) (口座番号： [])
保有外貨：ドル (乙5)

25 キ 金融機関：株式会社 [] 銀行 [] 支店 (口座番号： [])
[])

保有外貨：ドル（乙 6）

ク 金融機関：[REDACTED] Bank ([REDACTED]), Ltd. (口座
番号：[REDACTED])

保有外貨：ドル（乙 7）

5 (2) 原告が本件外貨建預金口座を介して行った取引

原告が本件外貨建預金口座を介してしたドル建て又はユーロ建ての外貨建取引の内容及び経過並びに各取引後の残高等は、別表 2-1 及び 2-2 の①から⑥のとおりである。

(3) 各不動産の購入に至る経緯

10 ア ドルの借入れ

原告は、平成 29 年 9 月 15 日から平成 30 年 7 月 10 日にかけて、下記(ア)から(エ)のとおり、[REDACTED] 銀行から、資金使途を「設備資金」として、ドルを 4 回にわたって借り入れた（以下、下記(ア)から(エ)の各借入れを順に「本件借入れ①」から「本件借入れ④」といい、これらを併せて「本件各借入れ」という。また、本件各借入れに係る各借入金を「本件各借入金」という。）。本件各借入金は、いずれも原告が指定した本件口座に入金された。

15 (ア) 本件借入れ①(別表 2-1・順号 101)

借入年月日：平成 29 年 9 月 15 日

20 借入金額：370 万 2427.00 ドル

(イ) 本件借入れ②(別表 2-1・順号 123)

借入年月日：平成 30 年 2 月 9 日

借入金額：620 万 6952.00 ドル

25 (ロ) 本件借入れ③(別表 2-1・順号 142)

借入年月日：平成 30 年 4 月 16 日

借入金額：215 万 4000.00 ドル

(エ) 本件借入れ④(別表2-1・順号163)

借入年月日：平成30年7月10日

借入金額：220万5000.00ドル

イ 原告が行った各不動産取引

原告は、平成29年10月4日から平成30年7月10日にかけて、下記(ア)から(エ)のとおり、米国に所在する4つの不動産（以下、併せて「本件各不動産」という。）の取得費用の支払として、4回にわたり本件口座から送金を行い（以下、下記(ア)から(エ)の各送金を順に「本件送金①」から「本件送金④」といい、これらを併せて「本件各送金」という。）、本件各不動産を購入した（以下「本件各不動産取引」という。）。

(ア) 本件送金①(別表2-1・順号109から112)

送金年月日：平成29年10月4日

送金金額：369万2800.05ドル

<購入した不動産>

所在地：

(イ) 本件送金②(別表2-1・順号126及び127)

送金年月日：平成30年2月13日

送金金額：611万6982.00ドル

<購入した不動産>

所在地：

(ウ) 本件送金③(別表2-1・順号143及び144)

送金年月日：平成30年4月16日

送金金額：225万4976.50ドル

<購入した不動産>

所在地：

(エ) 本件送金④(別表2-1:各順号164及び165)

送金年月日:平成30年7月10日

送金金額:230万6678.38ドル

<購入した不動産>

所在地:

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 確定申告

原告は、麻布税務署長に対し、本件各年分の所得税等について、別表1-1及び1-2の各「確定申告」欄のとおり記載した各確定申告書をいずれも法定申告期限内に提出した(以下、平成29年分に係る確定申告書を「平成29年分確定申告書」といい、平成30年分に係る確定申告書を「平成30年分確定申告書」という。甲1、2)。

なお、上記各確定申告書において、雑所得の金額は0円とされた。

イ 更正処分等

麻布税務署長は、原告の本件各年分の所得税等について税務調査(以下「本件調査」という。甲5)を行った結果、本件各年分に行われた別表3-1、3-2及び3-3の各取引(以下「本件外貨建取引」という。なお、本件外貨建取引の存在については争いがない。)につき、同各表の⑧欄記載のとおり、本件各年分に係る各確定申告に含まれていない為替差益(以下「本件各為替差益」という。)が実現しており、本件各為替差益は雑所得に該当するとして、令和2年11月25日付けで、本件各年分の所得税及び復興特別所得税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分をした(甲3、4)。

ウ 審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、令和3年2月25日付けで、上記イの各更正処分及び各賦課決定処分の一部の取消しを求めて審査請求をした。

国税不服審判所長は、令和4年3月23日付けで、原告の本件各年分の
所得税等において、本件外貨建取引により生じた本件各為替差益が雑所得
の金額の計算上、総収入金額に算入されることを前提として、所得税法5
7条の3第1項の規定に従い為替差益の額を算定する場合、当該算定にお
いて円換算の為に使用する為替レートは、原告の主たる金融機関が適用す
る為替レートを使用して算定することが合理的であるから、本件外貨建取
引ごとにその各取引金融機関が適用する各為替レートを使用して為替差
益の額を算定した上記イの各更正処分及び各賦課決定処分には一部誤り
があるとして、平成29年分の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処
分につき、それぞれ一部を取り消し、その余の原告の請求を棄却する旨の
裁決（以下「本件裁決」という。甲5）をした。

なお、以下においては、本件裁決による取消し後の平成29年分の更正
処分を「平成29年分更正処分」といい、平成30年分の更正処分を「平
成30年分更正処分」といい、これらを併せて「本件各更正処分」という。
また、本件裁決による取消し後の平成29年分の過少申告加算税の賦課決
定処分及び平成30年分の過少申告加算税の賦課決定処分を併せて「本件
各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分を併せて
「本件各更正処分等」という。

エ 原告は、令和4年9月16日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

4 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙2のとおり
である。

5 争点

- (1) 本件各不動産取引によって原告に為替差益に係る所得が発生し、実現した
といえるか（争点1）。なお、原告は、本件外貨建取引のうち本件各不動産
取引以外の各取引については、原告に為替差益に係る所得が発生し実現した

こと及びこれが雑所得に当たることを争っていない。

(2) 為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法(争点2)

6 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(本件各不動産取引によって原告に為替差益に係る所得が発生し、
実現したといえるか)について

(被告の主張)

ア 外貨建取引に係る為替差益については、邦貨を基準として所得の発生・
実現を判断すべきであること

所得税法は、包括的所得概念を採用し、経済的利益について、原則とし
て外部から流入しない経済的価値や保有資産の増加益等の未実現利益を除
き、人の担税力を増加させる利得の全てを所得として認識し、課税の対象
としている。

そして、経済的価値を収入として認識するためには、認識する対象を客
観的数値(貨幣価値)に係る一つの基準によって測定せざるを得ないので
あり、我が国における貨幣価値を法定通貨の単位である円(邦貨)により
一律に測定することは、所得税法が当然に予定していると解される。この
ことは、換算規定として同法57条の3第1項が置かれ、同項において、
外貨建取引を行った場合の所得金額の計算について、「当該外貨建取引の
金額の円換算額」によると規定していることから明らかである。

よって、外貨建取引に係る為替差益についても、邦貨を基準として所得
の発生・実現を判断すべきである。

イ 本件各不動産取引に係る為替差益について

外貨建取引における為替差益につき所得が実現したといえるためには、
それが未実現利益ではなく、当該外貨建取引の収入の原因たる権利が確定
的に発生したといえる必要があるところ、外貨建預金をもって外貨建取引
により資産を購入した場合には、当該外貨の為替変動リスクの影響を受け

ない新たな経済的価値が外部から流入したことにより、それまでは評価差額にすぎなかった為替差益に相当するものが所得税法36条1項の「収入すべき金額」として実現したものと考えられるため、当該経済的利益（為替差益）は、所得として認識しなければならない。

これを本件各不動産取引についてみると、本件各不動産取引によって、それまでの保有資産のうち本件各不動産の取得に要したドルの占めていた部分が、新たに保有することになった本件各不動産に置き換わり、それ以降、ドルの為替変動リスクによってその円換算額が影響されない価値として保有されることが確定する。

そうすると、ドルの為替変動リスクを負っていた間の円換算額の増減分の価値、すなわち、本件各不動産取引時点における為替レートによる本件各不動産の取得価額の円換算額から、その取得のために要したドルの取得時の円換算額を控除した差額に相当する経済的価値の流入が生じ、その経済的価値こそが、本件各不動産取引から生ずる為替差益にほかならないから、当該為替差益は、各取引の時点においてその収入の原因となる権利が確定し、実現したといえる。

そして、本件各不動産取引によって発生、実現した為替差益の額を計算すると、別表3-1の順号109から112並びに3-2の順号126、127、143、144、164及び165の各⑧欄（「本件各為替差益（円）」）欄の金額となり、これらの金額が、本件各年分における所得として発生し、実現したものと見える。

（原告の主張）

ア 外貨建取引では邦貨を基準に所得の発生を判断すべきでないこと

所得の発生の判断において、邦貨と外貨のいずれを基準とすべきかについて、所得税法は、何らの定めを置いていない。同法57条の3第1項は、飽くまで所得が発生・実現する場合を前提に、所得金額の円換算方法を規

定したものであり、所得の発生の基準を邦貨とする規定ではない。

租税法は、経済活動（経済現象）を課税の対象としているところ、経済活動は、一次的には私法によって規律されているものであるから、租税法主義の目的である法的安定性を確保するためにも、課税は、私法上の法律関係に即して行われるべきである。そして、私法上、外貨建取引が行われる場合、外貨を基準として所得の発生を判断することが、私法上の法律関係に即しており、外貨を邦貨に換算した上で所得が発生したかを判断することは、当事者間の意思に反し、私法上の法律関係に抵触する。

さらに、外貨建取引につき、外貨を邦貨に換算した上、邦貨を基準として所得が発生したかを判断すると解した場合、納税者には何ら経済的利得はなく、かつ、現金収入もないにもかかわらず、単に為替レートに変動があったことのみを理由として納税を迫られる結果となる。この結果は、租税公平主義又は租税平等主義に反する。

現に、国税庁の外貨建債券の償還に係る質疑応答事例（甲8）及び外貨建仕組債の円貨償還に係る文書回答事例（甲9）では、外貨を基準として所得の発生の有無を判断する旨の解釈が示されている。

イ 本件各不動産取引における所得の発生・実現について

所得税法36条1項は所得の実現について権利確定主義を規定しているところ、権利確定主義における「権利の確定」があったといえるためには、①当該権利が発生したこと及び②当該権利の実現の可能性が増大したことを客観的に認識できるようになったことが必要である。

(ア) 権利の発生について

所得とは、人の担税力を増加させる経済的価値と解されるところ、原告は、本件各借入れによって一時的に調達したドルを使用して本件各不動産を取得したにすぎず、本件各不動産の取得によっても、原告個人の資産として計上される資産の勘定科目が手段である外貨預金から本来

の目的である不動産に変化しただけであり、取引の前後で原告の純資産の増加はなく、資産状況に実質的な変化はないから、新たな経済価値は流入しておらず、人の担税力を増加させる経済的価値は生じていない。

被告は、本件各不動産取引によって、取引前に保有していたドルが為替変動リスクの影響を受けることのない不動産に置き換わったなどとして、当該為替差益に係る新たな経済価値の流入があったなどと主張するが、本件各不動産はドル建ての資産であり、原告は、本件各不動産取引後においても、本件各不動産につき引き続き為替変動リスクを負っているのであるから、被告の主張は、前提を欠く。

したがって、本件各不動産取引につき、為替差益に係る所得は発生していない。

(イ) 権利の実現について

本件各借入れは、本件各不動産を取得する目的で行われたものであり、原告は、当該目的に従い、本件各借入れによって一時的に調達したドルを使用して本件各不動産を取得したものである。そうすると、本件各不動産の取得は、当初から想定されていた取引にすぎず、本件各不動産の取得のタイミングでドルからドル建て資産に転換しただけであって、為替差益に係る所得の実現可能性が高まったものではない。

したがって、仮に、本件各不動産取引によって為替差益に係る所得が発生していたとしても、本件各不動産取引から為替差益に係る所得が実現したとはいえない。

なお、このように解したとしても、本件各不動産を譲渡する際に為替差益について課税することが可能であり、課税漏れ等の課税上の問題が生じることもないし、また、このような帰結は、企業会計基準において、外貨建債券等に係る受取外貨額を、円に転換することなく当初から予定されていた外貨による資産の取得に充てた場合、当該換算差額は繰り延

べるとの取扱いが規定されていること（日本公認会計士協会「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（令和元年7月4日改訂）」（以下「本件実務指針」という。）。甲14）や、所得税基本通達57の3-2の注書きの4が「本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができる。」としていることとも整合する。

(2) 争点2（為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法）について

（被告の主張）

ア 所得税法は、2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券で雑所得又は譲渡所得の基となるものを譲渡した場合に係る有価証券の取得費等の計算に関して、総平均法に準ずる方法を採用している（所得税法施行令118条1項）。

有価証券は、その種類や銘柄の異なるものが一定数存在するものの、一般的な動産である商品や製品とは異なり、物理的な劣化による価値の減少が想定されない上、同一銘柄の有価証券は代替性を有し、その取得時期や取得費等が異なっても資産としての物的性格は基本的に変わらないと考えられるので、これらを等価とみて単価を平均する評価方法を適用することとしたものと解される。

外貨は、有価証券と同様、種類の異なるものが一定数存在するものの、物理的な劣化による価値の減少が想定されない上、同一種類の外貨は代替性を有し、取得に要する費用が異なっても資産としての物的性格は基本的に変わらないと考えられるから、為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定においても、有価証券の例にならい、単価を平均する

総平均法に準ずる方法を適用するのが最も合理的である。

したがって、本件各為替差益に係る外貨一単位当たりの取得時の円換算額の算定においても、総平均法に準ずる方法によるべきである。

イ 原告は、暗号資産の取得価額の計算に関する所得税法施行令119条の2第2項を根拠として、本件各不動産取引に係る為替差益につき個別法を用いるべきである旨主張するが、同項に規定された「一時的に必要な」取得とは、全世界的に本邦通貨又は外貨と直接交換することができない暗号資産を取得するために必要となる他の暗号資産の取得といった、極めて限定的な取引を対象とするものである。

そして、本件各不動産は、ドルと直接交換できるものであり、本件各借入れに係るドルの取得は、本邦通貨又は外貨と直接交換することができない資産を取得するために必要なものとはいえないことや、原告は、本件各借入れの直前において本件各借入金の総額の4倍以上ものドルを保有していたことなどからすると、本件各借入れに係るドルの取得は、同項の「一時的に必要な」取得に当たらない。

さらに、所得税法施行令119条の2の施行日は平成31年4月1日であり、同条の規定は本件各年分の当時施行されていなかったのであって、本件各年分に行われた本件各不動産取引に関して、同条の規定を根拠にすることはできない。

したがって、原告の主張には理由がない。

(原告の主張)

ア 所得税法施行令119条の2第2項は、暗号資産の取得価額の計算に関し、暗号資産を購入する際に、その暗号資産がいずれの暗号資産交換業者においても邦貨及び外貨と直接交換することができないことから、これらと直接交換することが可能な他の暗号資産を介在して取引を行うため、一時的に当該他の暗号資産を有することが必要となる場合、一時的に必要な

暗号資産の譲渡原価の計算における取得価額は、個別法（当該暗号資産について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法）により算出する旨を定めている。

同条は、暗号資産取引の中には、暗号資産を介してのみ取引ができるものが存在しており、その取引を行うために一時的に暗号資産を保有することとなる場合に、従来保有している暗号資産に加えてこのような一時的に保有する暗号資産を含めて取得価額を平均化してしまうと、従来保有している暗号資産の取得価額を正確に把握することができなくなるおそれがあるといった趣旨から規定されたものである。

イ そして、所得税法上、外貨と暗号資産は、いずれも不特定の者に対して使用することができる財産であり、かつ、譲渡所得の基となる資産に該当しないという共通した性質を持つものであるところ、為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定においても、取得価額を平均化することが実態に合わないといえるような場合には、所得税法119条の2第2項が採用する個別法によることが相当である。

具体的には、当該外貨が①特定の資産に対する交換手段として限定された保有であり（目的拘束性）、②その保有が一時的であること（時間的接着性）が具体的に特定されている場合には、個別法によることが相当である。

ウ 当てはめ

本件各借入れは、原告が本件各不動産の取得のために[]銀行に対しそれぞれ融資の依頼をしたものであり、借入れの目的は「設備資金」、すなわち、本件各不動産の取得であることが明記されており、原告は、[]銀行との契約上、本件各借入金を本件各不動産の取得のために用いることが義務付けられていた。そして、本件各借入れの後、本件各借入金を原資として本件各不動産の取得に要する費用の支払が速やかに行われた。

これらの事実からすれば、本件各借入れは、①目的拘束性、②時間的接着性の要件を満たしている。

したがって、本件各不動産取引に係る為替差益の算定に当たっては、ドルの取得時の円換算額の算定につき、個別法を用いるべきである。

5 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各不動産取引によって原告に為替差益に係る所得が発生し、実現したといえるか）について

(1) 為替差益に係る所得の把握において基準とすべき通貨について

ア 所得税法は、包括的所得概念を採用し、およそ人の担税力を増加させる経済的利得の全てを所得として構成するものとしているところ、外貨の為替レートの変動に基づく利益である為替差益も、人の担税力を増加させる経済的利得に当たるから、所得を構成するものといえる。

イ また、為替差益による所得を把握するためには、対象となる貨幣価値を基準となる通貨単位で測定する必要があるところ、所得税法が我が国における法定通貨である邦貨（円）を基準として課税の範囲や税額の計算方法を定めていることや、同法57条の3第1項が外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として所得の金額を計算する旨規定していることなどからすると、同法は、邦貨を基準として（すなわち、円換算することにより）所得を測定することを当然に予定しているといえる。

したがって、為替差益による所得の把握においても、邦貨を基準とすべきであり、外貨を円換算することによってその所得を把握するのが相当である。

ウ この点に関し、原告は、外貨建取引について邦貨を基準として為替差益に係る所得を把握することは当事者間の意思に反する、私法上の法律関係に抵触するなどと主張するが、課税の基準とすべき通貨をどのように定め

るかは、取引の当事者の意思に委ねるべき性質のものではないし、また、邦貨を基準として為替差益に係る所得を把握したとしても、当該外貨建取引に係る契約内容に何ら変更等が生じることはなく、私法上の法律関係に抵触するものではないから、原告の主張には理由がない。

5 (2) 為替差益に係る所得の発生ないし実現について

ア 為替差益につき、「収入すべき金額」（所得税法36条1項）に該当するためには、当該為替差益に係る経済的利得が何らかの形で実現することが必要である。例えば、単に外貨を保有し続けている状況において、為替レートの変動により当該外貨につき為替差益が生じたとしても、そのことだけでは、当該為替差益は所有資産の価値の増加（評価差額）にすぎず、未実現の利得であって、「収入すべき金額」に該当しない。

もともと、当該外貨につき為替差益が生じている状態において当該外貨を用いて不動産等の資産を購入した場合、すなわち、当該資産の取得等のために払い出された外貨の払出時における円換算額から当該外貨の取得時の円換算額を控除した差額が正である場合には、当該外貨が当該資産に置き換わったことにより、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したといえる。仮に当該資産の購入時に当該外貨を新たに取得して（すなわち、その時点で円を当該外貨に両替して）当該資産を購入する場合には、当該為替差益を含む金額の円が必要となるのであり、当該外貨は当該為替差益分を含む経済的価値を有し、その価値によって当該資産を購入したと認められることから、上記のように、当該為替差益に相当する経済的価値が確定し、所得として実現したといえることができる。

したがって、当該為替差益は、「収入すべき金額」に該当する。

イ この点に関し、原告は、外貨建借入金について同一の金融機関、同一の通貨、同一の金額等で借換えを行う場合には為替差益に係る所得を認識しないとした国税不服審判所平成28年8月8日裁決（甲11）や、外貨建

債券の償還の場面で券面額と同一の金額が同一の外貨で支払われる場合に
つき為替差益に係る所得を認識しないとした国税庁の質疑応答事例(甲8)
等を挙げ、資産状況に実質的な変化がない場合は、為替差益に係る所得は
実現しないとした上で、外貨で外貨建ての不動産を購入する場合には、当
該不動産は取引後も引き続き為替変動リスクを負っているのであるから、
資産状態に実質的な変化はないなどとして、所得は実現していない旨主張
する。

しかし、上記裁決及び質疑応答事例に係る各事例は、各取引の前後にお
いて、資産の保有形態等に形式的な変化はあるものの、当該資産が同一の
為替変動リスクにさらされているという状態に変化はなく、実質的な変化
がないと評価できるものである一方、不動産は、周辺の地価や取引相場、
物価の変動等による価値の変動が生じ得るものであり、外貨(為替変動リ
スク)から独立した価値を有しているから、外貨が不動産に置き換わった
ことは、資産状態に実質的な変化がないとはいえない。

したがって、外貨で不動産を購入する場合と、上記裁決及び上記質疑応
答事例に係る各事例とを同列に考えることはできない。

ウ また、原告は、①企業会計基準である本件実務指針(甲14)の取扱い
や、②所得税基本通達57の3-2の注書きの4の規定を根拠として、当
初から資産の購入を予定して借入れを行い、借入れ後に資産を購入する場
合には、同一通貨ベースでの連続した一つの取引と考えることができるか
ら、当該取引による為替差益に係る所得は実現していない旨主張する。

しかし、上記①については、法人税法は、収益の額等につき、別段の定
めがある場合を除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準による
としている(同法22条4項)のに対し、所得税法には同様の規定は置か
れておらず、本件実務指針の取扱いが所得税法の法解釈を拘束する根拠は
ないというべきである。

そして、上記②については、所得税基本通達57の3-2の注書きの4は、「本邦通貨により外国通貨を購入し直ちに資産を取得し若しくは発生させる場合の当該資産、又は外国通貨による借入金に係る当該外国通貨を直ちに売却して本邦通貨を受け入れる場合の当該借入金については、現にその支出し、又は受け入れた本邦通貨の額をその円換算額とすることができ。」と定めるところ、これは、外貨建取引の直前又は直後において外貨と邦貨との交換がされた場合には、一般に、為替差損益がほとんど発生していないことを踏まえ、簡素化の観点から、実際に外貨と交換した邦貨の額を円換算額とするとの例外的な取扱いを認めたものと解され、本件各不動産取引のように、取引の直前又は直後において外貨と邦貨との交換がされていない事例において参考になるものではない。

(3) 本件各不動産取引について

本件各不動産取引は、本件口座に保有していたドルを用いて外貨建取引により不動産を購入する取引であるところ（前提事実(3)）、上記(1)、(2)において説示したとおり、仮に各取引時において為替差益が生じている場合、すなわち、本件各不動産の取得等のために払い出されたドルの払出時における円換算額から当該ドルの取得時の円換算額を控除した差額が正である場合は、当該差額（当該為替差益）に係る経済的利得が実現したものとして、当該為替差益は、所得として実現しており、雑所得の金額の計算上、「収入すべき金額」に該当する。

なお、実際の本件各不動産取引による為替差益の有無及び額については、争点2（為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法）についての検討を経る必要があるから、争点2に係る判断の後に改めて検討する（後記3）。

2 争点2（為替差益の額を算定する際の外貨の取得時の円換算額の算定方法）について

6
10
15
(1) 本件外貨建取引に伴い発生した各為替差益に相当する経済的利得の価額は、各取引のために払い出された外貨（ドル又はユーロ）の払出時における円換算額から当該外貨の取得時の円換算額を控除した差額として算定されるが、本件外貨建預金口座への外貨の預入れは複数回にわたっており（前提事実(2)・別表2-1及び2-2参照）、当該外貨の預入れごとに為替レートが異なるため、当該外貨の取得時の円換算額をどのように算定するかが問題となる。

このように、預入れ時の為替レートが異なる外貨が混在している場合において、払い出す外貨の取得時の円換算額をどのように算定するかについては、法において直接の定めはないものの、外貨の性質等を考慮し、基本的には、法定評価方法の中から、適用すべき評価方法を採用するのが合理的である。

(2) 所得税法は、2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券で雑所得又は譲渡所得の基因となるものを譲渡した場合に係る有価証券の取得費等の計算に関して、総平均法に準ずる方法を採用しているところ（所得税法施行令118条1項）、これは、有価証券はその種類や銘柄の異なるものが一定数存在するものの、一般的な動産である商品や製品とは異なり、物理的な劣化による価値の減少が想定されない上、同一銘柄の有価証券は代替性を有し、その取得時期や取得費等が異なっても一単位ごとに認められる権利や性質、価値などは基本的に変わらないと考えられるので、これらを等価とみて単価を平均する評価方法を適用することとしたものと解される。

20
25
そして、外貨も、有価証券と同様、種類の異なるものが一定数存在するものの、物理的な劣化による価値の減少が想定されない上、同一種類の外貨は代替性を有し、取得費等が異なっても一単位ごとに認められる権利や性質、価値などは基本的に変わらないと認められ、有価証券の上記の性質と同様の性質を有するといえるから、2回以上にわたって取得した同一種類の外貨について、為替差益の額を算定する際の取得時の円換算額の算定においては、有価証券と同様に、単価を平均する総平均法に準ずる方法を適用するのが最

も合理的である。

したがって、本件各為替差益に係る外貨一単位当たりの取得時の円換算額の算定においても、総平均法に準ずる方法によることが相当である。

6 (3) 原告は、暗号資産の取得価額の計算に関する所得税法施行令 119 条の 2 第 2 項を根拠として、本件各不動産取引に係る部分については、外貨の取得時の円換算額の算定において個別法を用いるべきである旨主張する。

ア 確かに、暗号資産は、外貨と同様に、物理的な劣化による価値の減少が想定されず、同一の種別である限り代替性を有し、取得価額が異なっても、一単位ごとに認められる権利や性質、価値などは変わらないといえるため、
10 外貨と類似の性質を有するといえることができる。

もともと、所得税法施行令 119 条の 2 が、暗号資産の取得価額の計算につき、取得価額を平均化する方法（総平均法又は移動平均法）を原則としつつも（同条 1 項）、例外として、「暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの暗号資産以外の暗号資産を取得する場合におけるその取得」につき、平均化の対象に含めないものとしたのは（同条 2 項）、暗号資産の中には、
15 全世界的に通貨（外貨を含む。）との交換ができず、特定の暗号資産とのみ交換できるものがあるところ、このような暗号資産の交換等のために一時的に必要な暗号資産を含めて取得価額の平均化をすることは実態に合わないためであると解される。したがって、同項の規定が適用されるのは、暗号資産の中でも、全世界的に通貨との交換ができないという限られた暗号資産の交換等の場面に限定されると解される。（以上につき、乙 23、32 参照）

20 イ これを本件各不動産取引についてみると、まず、本件各不動産は、通貨（ドル）と一般的に交換可能である。

25 そして、原告は、本件借入れ①の直前である平成 29 年 8 月 31 日にお

いて、本件外貨建預金口座に5901万8616.04ドルを保有していたところ（別表2-1・順号100の⑤欄参照）、この金額は、原告が本件各不動産の取得のために行った本件各送金の総額1437万1436.93ドルの4倍を超える金額である（前提事実(2)、(3)）。しかも、本件各証拠によっても、原告が本件各借入れ前に保有していたこれらのドルをもって本件各不動産を購入することができなかったとの客観的な事情は見当たらない。

そうすると、本件各借入金につき、本件各不動産取引のために「一時的に必要」なドルの取得であったということはできない。

ウ 原告は、所得税法施行令119条の2第2項の「一時的に必要な」の解釈等に関し、①本件各不動産取引の前から原告が本件各不動産を購入するに足りるドルを保有していたことは「一時的に必要な」取得に該当するかどうかの判断に影響を与えない、②[REDACTED]銀行との契約上、本件各借入金を本件各不動産の取得のために用いることが義務付けられていた、③原告が本件各借入れ前から保有していたドルは、外国為替投資事業の結果として保有していたものであり、不動産事業とは区別する必要がある本件各借入れの必要があったなどとして、本件各借入れが同項の「一時的に必要な」ドルの取得である旨主張する。

しかし、暗号資産（A）を購入するために暗号資産（B）を購入する場合において、当該暗号資産（B）の購入以前から当該暗号資産（A）を購入するに足りる十分な量の暗号資産（B）を有していたときは、当該暗号資産（B）の購入は「一時的に必要な」取得に当たらないと解するのが文理解釈として自然かつ合理的であり、また、為替レートの変動を踏まえた利益操作を防止する観点からも相当である。

さらに、仮に、原告が[REDACTED]銀行との間で、本件各借入金を本件各不動産の取得のために用いる旨の契約上の義務を負っていたとしても、それ

らの義務は本件各借入れに係る各金銭消費貸借契約を締結したことによって生じたものにすぎず、原告が本件各借入れ前に保有していたドルを本件各不動産の取得のために用いることができなかったことを基礎付ける事情ではない。

5 しかも、本件各借入金が入金された本件口座は、本件各借入れ及び本件各送金以外の取引にも用いられており（乙1）、原告が本件各不動産取引と他の取引とで使用する口座を区別していた様子うかがわれない上、仮に原告が使用する口座につき何らかの区別をしていたとしても、そのような主観的な事情は、本件各借入金が多額な不動産取引のために「一時的に必要」な取得であったことを基礎付ける事情とはいえない。

したがって、原告の上記①から③の主張は、いずれも理由がない。

(4) 小括

以上によれば、本件外貨建取引のうち本件各不動産取引に係る部分についても、所得税法施行令119条の2第2項に準じて個別法を用いることはできないというべきであり、本件各為替差益の算定における外貨の取得時の円換算額の算定は、総平均法に準ずる方法によるべきである。

3 本件各為替差益の額

15 (1) 上記2(1)のどおり、本件外貨建取引に伴い発生した各為替差益に相当する経済的利益の価額は、各取引のために払い出された外貨（ドル又はユーロ）
20 の払出時における円換算額から当該外貨の取得時の円換算額を控除した差額として計算される。

そして、本件外貨建取引の円換算においては、本件外貨建取引の取引日における外国為替の売買相場として、原告の主たる取引金融機関である[]銀行が適用する対顧客直物電信売相場（TTSレート）と対顧客直物電信買相場（TTBレート）の仲値（TTMレート）を用いることが相当であるところ（所得税基本通達57の3-2参照）、これを前提として、各取引

のために払い出された外貨（ドル又はユーロ）の払出時における円換算額を計算すると、その額は、別表３－１、３－２及び３－３の各⑤欄「取引日における円換算額（円）」のとおりとなる（乙１の２、弁論の全趣旨）。

また、各取引につき、本件外貨建預金口座に入金された外貨の種類ごとに総平均法に準ずる方法により取得時の額を算定すると、その額は、別表３－１、３－２及び３－３の各⑦欄「換算レート（⑥）による円換算額（円）」のとおりとなる。

(2) したがって、本件各為替差益の額は、別表３－１、３－２及び３－３の各⑤欄「取引日における円換算額（円）」から各⑦欄「換算レート（⑥）による円換算額（円）」をそれぞれ控除した額となり、その金額は、別表３－１、３－２及び３－３の各⑧欄「本件各為替差益（円）」のとおりとなるから、これらが本件各為替差益の額であると認められる。

4 本件各更正処分等の適法性

以上を前提として、本件各更正処分等の適法性について検討する。

(1) 本件各更正処分について

ア 原告の平成２９年分の所得税等に係る納付すべき税額は、別紙２の１(1)に記載のとおり、４３２４万９１００円であり、この金額は、平成２９年分更正処分における納付すべき税額（甲５・２７ページ「裁決後の金額Ｂ」③欄）と同額である。

イ 原告の平成３０年分の所得税等に係る納付すべき税額は、別紙２の１(2)に記載のとおり、４４０６万６９００円であり、この金額は、当該金額は、平成３０年分更正処分における納付すべき税額４２３６万７８００円（甲４・１４ページ「更正後の額」④欄。別表１－２の「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑩欄）を上回る。

ウ したがって、本件各更正処分は、いずれも適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

6 本件において、通則法65条4項1号の「正当な理由」は認められないところ、本件各年分において原告に課されるべき過少申告加算税の額は、別紙2の3に記載のとおりであり、平成29年分につき259万4000円、平成30年分が581万8000円であるところ、これらの金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（甲5・27ページ「判決後の金額B」欄の「過少申告加算税」④欄、甲4・1ページ目「過少申告加算税」欄）と同額である。

したがって、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

第4 結論

10 よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

篠田賢治

裁判官

高部祐未

裁判官

金澤 康

(別紙1)

関係法令の定め

1 所得税法36条

5 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入額に算入すべき金額は、別段の定めがある場合を除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする旨規定している。

10 2 所得税法57条の3

所得税法57条の3第1項は、居住者が、外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引)を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額(外国通貨で表示された金額を本邦通貨の表示に換算した金額をいう。)は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする旨規定している。

3 所得税法施行令118条

20 所得税法施行令118条1項は、居住者が2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券で雑所得又は譲渡所得の基因となるものを譲渡した場合には、雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、当該有価証券を最初に取得した時(その後既に当該有価証券の譲渡をしている場合には、直前の譲渡の時)から当該譲渡の時までの期間を基礎として、当該最初に取得した時において有していた当該有価証券及び当該期間内に取得した当該有価証券につき所得税法施行令105条1項1号(総平均法)に掲げる総平均法に準ずる方法(以下「総平均法に準ずる方法」という。)によつて算出した一単位当たりの金額により計算した金額とする旨規定している。

4 所得税法施行令119条の2

(1) 所得税法施行令119条の2第1項は、所得税法48条の2第1項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年12月31日において有する同項に規定する暗号資産の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によってその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもって当該期末暗号資産の評価額とする方法とする旨規定している。

ア 総平均法（暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年1月1日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）（1号）

イ 移動平均法（暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時に於いて有する当該暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によって改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年12月31日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）（2号）

(2) 所得税法施行令119条2第2項は、同条1項各号に規定する取得には、暗号資産を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる暗号資産に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの暗号資産以外の暗号資産を取得する場合におけるその取得を含まないものとする旨規定している。

以上

(別紙2)

本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

1 本件各更正処分の根拠

原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 平成29年分

ア 総所得金額 4億8539万8374円

上記金額は、次の(イ)から(エ)の各金額の合計額である。

(イ) 不動産所得の金額 △1008万4483円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した不動産所得の金額と同額である(甲1・1枚目③欄)。なお、金額前の△印は損失の額であることを表す(後記(2)ア(イ)も同じ。)。

(ii) 利子所得の金額 58万9036円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である(甲1・1枚目④欄)。

(v) 給与所得の金額 3億8196万2834円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲1・1枚目⑥欄)。

(エ) 雑所得の金額 1億1293万0987円

上記金額は、次の a の総収入金額から b の必要経費の額を控除した後の金額である。

a 総収入金額 1億1293万0987円

上記金額は、原告が平成29年中に行った本件外貨建取引により生じた本件各為替差益の額の合計額(別表3-1(ドル)の「本件各為替差益(円)」欄の「合計」欄の金額)である。なお、本件各為替差益に係る収入金額の具体的な計算方法は、別表3-1に記載したとおりである。

b 必要経費の額

0円

原告において、前記 a の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用はないため、必要経費の額は0円となる。

イ 所得控除の額の合計額

288万6845円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(甲1・1枚目㊟欄)。

ウ 課税総所得金額

4億8251万1000円

上記金額は、前記アの総所得金額4億8539万8374円から前記イの所得控除の額の合計額288万6845円を控除した後の金額(ただし、国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)のウも同じ。)である。

エ 納付すべき税額

4324万9100円

上記金額は、次の(7)の課税総所得金額に対する税額に(イ)の復興特別所得税の額を加算した後の金額から、(ウ)の源泉徴収税額を控除した金額(ただし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)のエも同じ。)を算出し、さらに同金額から(エ)の予定納税額を控除した金額である。

(7) 課税総所得金額に対する税額

2億1233万3950円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額4億8251万1000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税の額

445万9012円

上記金額は、前記(7)の課税総所得金額に対する税額2億1233万3950円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を

乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額 1億6820万9862円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲1・1枚目㊸欄)。

(エ) 予定納税額(第1期分及び第2期分) 533万4000円

上記金額は、原告が平成29年分確定申告書に記載した予定納税額(第1期分及び第2期分)と同額である(甲1・1枚目㊸欄)。

(2) 平成30年分

ア 総所得金額 4億7578万9890円

上記金額は、次の(イ)から(エ)の各金額の合計額である。

(イ) 不動産所得の金額 △1億6761万3333円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費の額を控除した金額に損失が生じていることから、当該損失の金額からcの損失が生じなかったものとみなされる金額を除外した後の金額である。

a 総収入金額 6912万8658円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書及び同年分の収支内訳書(不動産所得用)に不動産所得の総収入金額として記載した金額と同額である(甲2・1枚目㊸欄、4枚目㊸欄)。

b 必要経費の額 2億4163万5985円

上記金額は、次の(a)及び(b)の金額の合計額である。

(a) 借入金利子の金額 3189万3272円

上記金額は、原告が平成30年分の収支内訳書(不動産所得用)に不動産所得の必要経費の額として記載した借入金利子の金額757万6633円と原告が平成30年中に支払った借入金利子の金額2431万6639円の合計額である(乙14の1、乙14の2及び乙15)。なお、確定申告に含まれていなかった上記借入金利子の金額

2431万6639円は、原告の不動産所得を生ずべき業務について生じた費用の額として所得税法37条の必要経費に該当する金額であり、本件調査において把握し、平成30年分更正処分において加算した金額と同額である(甲4・2ページ)。

(b) その他の必要経費の額 2億0974万2713円

上記金額は、原告が平成30年分の収支内訳書(不動産所得用)に記載した不動産所得の必要経費の額の合計額2億1731万9346円から、借入金利子の金額757万6633円を控除した金額である(甲2・4枚目⑩欄及び⑪欄)。

c 損失が生じなかったものとみなされる土地等を取得するために要した負債の利子の額 489万3994円

上記金額は、前記b(a)の借入金利子の金額のうち、租税特別措置法41条の4に規定する不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利を取得するために要した負債の利子の額であり、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、損失が生じなかったものとみなされる金額である(甲4・2ページ)。

(i) 利子所得の金額 3万0754円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した利子所得の金額と同額である(甲2・1枚目④欄)。

(ii) 給与所得の金額 3億8196万9290円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲2・1枚目⑥欄)。

(x) 雑所得の金額 2億6140万3179円

上記金額は、次のaの総収入金額からbの必要経費の額を控除した後の金額である。

a 雑所得の総収入金額 2億6140万3179円

上記金額は、原告が平成30年中に行った本件外貨建取引により生じた本件各為替差益の額の合計額(別表3-2(ドル)及び3-3(ユーロ)の各「本件各為替差益(円)」欄の「合計」欄の金額の合計額)である。

b 必要経費の額 0円

原告において、前記aの総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用はないため、必要経費の額は0円となる。

イ 所得控除の額の合計額 310万4551円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(甲2・1枚目㊟欄)。

ウ 課税総所得金額 4億7268万5000円

上記金額は、前記アの総所得金額4億7578万9890円から前記イの所得控除の額の合計額310万4551円を控除した後の金額である。

エ 納付すべき税額 4406万6900円

上記金額は、次の(7)の課税総所得金額に対する税額に(イ)の復興特別所得税の額を加算した後の金額から、(ウ)の源泉徴収税額を控除した金額である。

(7) 課税総所得金額に対する税額 2億0791万2250円

上記金額は、前記ウの課税総所得金額4億7268万5000円に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税の額 436万6157円

上記金額は、前記(7)の課税総所得金額に対する税額2億0791万2250円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(7) 源泉徴収税額

1億6821万1484円

上記金額は、原告が平成30年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲2・1枚目④欄)。

2. 本件各更正処分の適法性

(1) 平成29年分更正処分

原告の平成29年分の所得税等の納付すべき税額は、前記1の(1)エのとおり、4324万9100円であるところ、当該金額は、平成29年分更正処分における納付すべき税額(甲5・27ページ「裁決後の金額B」⑦欄)と同額であるから、平成29年分更正処分は、適法である。

(2) 平成30年分更正処分

原告の平成30年分の所得税等の納付すべき税額は、前記1の(2)エのとおり、4406万6900円であるところ、当該金額は、平成30年分更正処分における納付すべき税額4236万7800円(甲4・14ページ「更正後の額」④欄、別表1-2の「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑪欄)を上回るから、平成30年分更正処分は、適法である。

3. 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性について

前記2で述べたとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項1号(ただし、令和4年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。)に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

そして、原告は、本件外貨建預金口座に保有している財産を記載した平成29年12月31日分の財産債務調書等並びに平成30年12月31日分の財産債務調書等及び国外財産調書等をいずれも提出期限までに提出したことが認められるところ、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(ただし、令和2年3月法律第8号による改正前のもの。以下「国

外送金等調書法」という。以下同じ。) 6条1項及び同法6条の3第1項の各規定により、過少申告加算税の額は、通則法65条の規定にかかわらず、当該規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の基礎となるべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を控除した金額となる。

したがって、本件各年分において原告に課されるべき過少申告加算税の額は、次の(1)及び(2)のとおり平成29年分が259万4000円、平成30年分が581万8000円であるところ、これらの額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲5・27ページ「裁決後の金額B」欄の「過少申告加算税」④欄、甲4・1ページ目「過少申告加算税」欄)と同額であるから、本件各賦課決定処分は、いずれも適法である。

(1) 平成29年分の過少申告加算税の額 259万4000円

上記金額は、平成29年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額5188万円(前記1(1)エの納付すべき税額4324万9100円に、平成29年分確定申告書に係る還付金の額に相当する税額863万7047円(別表1-1の「確定申告」欄の「納付すべき税額」⑫欄)を加算した金額。ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)において同じ。)を基礎として、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の各規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した通常分の加算税の額518万8000円から、国外送金等調書法6条の3第1項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した軽減分の加算税の額259万4000円を控除した金額である。

(2) 平成30年分の過少申告加算税の額 581万8000円

上記金額は、平成30年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億0898万円(平成30年分更正処分に係る納付すべき税額4236万7800円に、平成30年分確定申告書に係る還付金の額に相当する税額6661万4582円(別表1-2の「確定申告」欄の「納付すべき税額」⑪

欄)を加算した金額)を基礎として、通則法65条1項及び復興財源確保法24条4項の各規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した通常分の加算税の額1089万8000円に、平成30年分更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1億0898万2300円のうち、平成30年分の所得税等に係る期限内申告税額に相当する金額1億0159万6902円(通則法65条3項2号の規定に基づき、平成30年分確定申告書に係る源泉徴収税額1億6821万1484円から同申告書に係る還付金の額に相当する税額6661万4582円を控除した金額)と50万円とのいずれか多い方の金額である1億0159万6902円を超える部分に相当する税額738万円を基礎として、通則法65条2項及び復興財源確保法24条4項の各規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した加重分の加算税の額36万9000円を合計した金額である1126万7000円から、平成30年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億0898万円を基礎として、国外送金等調書法6条1項又は同法6条の3第1項の規定に基づき100分の5の割合を乗じて算出した軽減分の加算税の額544万9000円を控除した金額である。

以上

別表1-1

平成29年分の所得税等の課税の経緯

(単位:円)

項 目		確 定 申 告	更 正 処 分 等	審 査 請 求	裁 決	原告主張額	被告主張額	
年 月 日		法定申告期限内	令和2年11月25日	令和3年2月25日	令和4年3月23日			
総 所 得 金 額 (②+③+④+⑤)		① 372,467,387	485,855,859	373,482,478	一 部 取 消 し	373,482,478	485,398,374	
内 訳	不動産所得の金額	② ▲ 10,084,483	▲ 10,084,483			▲ 10,084,483	▲ 10,084,483	
	利子所得の金額	③ 589,036	589,036			589,036	589,036	
	給与所得の金額	④ 381,962,834	381,962,834			381,962,834	381,962,834	
	雑所得の金額	⑤ —	113,388,472			1,015,091	112,930,987	
	所得控除の額の合計額	⑥ 2,886,845	2,886,845			2,886,845	2,886,845	
課 税 総 所 得 金 額 (①－⑥)		⑦ 369,580,000	482,969,000			370,595,000	482,511,000	
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑧ 161,615,000	212,540,050			161,971,750	212,333,950	
復興特別所得税額 (⑧×2.1%)		⑨ 3,391,815	4,463,341			3,401,406	4,459,012	
源 泉 徴 収 税 額		⑩ 168,209,862	168,209,862			168,209,862	168,209,862	
予 定 納 税 額		⑪ 5,334,000	5,334,000			5,334,000	5,334,000	
納 付 す べ き 税 額 (⑧+⑨-⑩-⑪)		⑫ △ 8,637,047	43,459,500	△ 8,170,706			△ 8,170,706	43,249,100
過少申告加算税の額		⑬	2,604,500	23,000			23,000	2,594,000

- (注) 1 「審査請求」欄の「総所得金額」(①欄)及び「納付すべき税額」(⑫欄)の各金額は、原告が審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に記載した金額である(以下、別表1-2「審査請求」欄の「総所得金額」(①欄)及び「納付すべき税額」(⑫欄)の各金額において同じ。)
- 2 「不動産所得の金額」(②欄)の「▲」印は、損失の額を表す(以下、別表1-2「不動産所得の金額」(②欄)の金額において同じ。)
- 3 「課税総所得金額」(⑦欄)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)(以下、別表1-2「課税総所得金額」(⑦欄)の金額において同じ。)
- 4 「納付すべき税額」(⑫欄)の「△」印は、還付金の額に相当する税額を表し、「△」印のない金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(復興財産確保法24条2項)(以下、別表1-2「納付すべき税額」(⑫欄)の金額において同じ。)

別表1-2

平成30年分の所得税等の課税の経緯

(単位:円)

項 目		確 定 申 告	更 正 処 分 等	審 査 請 求	裁 決	原告主張額	被告主張額
年 月 日		法定申告期限内	令和2年11月25日	令和3年2月25日	令和4年3月23日		
総 所 得 金 額 (② + ③ + ④ + ⑤)		① 234,890,020	472,092,476	234,890,020	棄 却	(230,607,074) 234,890,020	475,789,890
内 訳	不動産所得の金額	② ▲ 147,110,024	▲ 157,613,333			▲ 167,613,333	▲ 167,613,333
	利子所得の金額	③ 30,754	30,754			30,754	30,754
	給与所得の金額	④ 381,969,290	381,969,290			381,969,290	381,969,290
	雑所得の金額	⑤ -	257,705,765			16,220,363	261,403,179
	所得控除の額の合計額	⑥ 3,104,551	3,104,551			3,104,551	3,104,551
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑥)		⑦ 231,785,000	468,987,000			231,785,000	472,685,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑧ 99,507,250	206,248,150			99,507,250	207,912,250
復興特別所得税額 (⑧ × 2.1 %)		⑨ 2,089,652	4,331,211			2,089,652	4,366,157
源 泉 徴 収 税 額		⑩ 168,211,484	168,211,484			168,211,484	168,211,484
納 付 す べ き 税 額 (⑧ + ⑨ - ⑩)		⑪ △ 66,614,582	42,367,800	△ 66,614,582	(△68,582,407) △ 66,614,582	44,066,900	
過少申告加算税の額			5,818,000	0	0	5,818,000	

- (注) 1 「原告主張額」欄の「総所得金額」(①欄)及び「納付すべき税額」(⑪欄)の各金額は、原告が訴状の請求の趣旨に記載した金額である。
 2 「原告主張額」欄の「総所得金額」(①欄)の括弧内の金額は、原告が訴状別紙「本件各不動産取引に係る部分」に記載した雑所得の金額(⑤欄)に争いのない「不動産所得」ないし「給与所得」の各金額(②ないし④欄)を合計した金額である。
 3 「原告主張額」欄の「納付すべき税額」(⑪欄)の括弧内の金額は、上記(注)2の括弧内の総所得金額を基に、争いのない「所得控除の額の合計額」(⑥欄)及び「源泉所得税額」(⑩欄)を用い、算出した納付すべき税額である。

別表2-1 本件外貨建預金口座における外貨建取引の取引経過及び円換算額算定一覧表(米国ドル)

順次	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米国ドル)		取引日の 為替 レート (円)	円換算額(円)		振出し直前の残高(米国 ドル)当たりの円換算額(円) (換算レート) (直前の取引日の⑧/⑤)
				取引金額	取引後残高 (直前⑤+④)		取引金額 振入れ③×⑦ 振出し④×⑦	取引後残高 (直前⑧+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	平成17年3月31日		入金等	928,418.91	928,418.91	-	100,000,000	100,000,000	
2	平成17年4月4日		出金等	△ 928,418.91	0.00	-	△ 100,000,000	0	
3	平成17年8月23日		受取利息	20.35	20.35	110.47	2,249	2,249	
4	平成18年2月20日		受取利息	0.02	20.37	118.24	3	2,252	
5	平成18年8月21日		受取利息	0.04	20.41	115.86	5	2,257	
6	平成19年2月19日		受取利息	0.04	20.45	119.44	5	2,262	
7	平成19年8月20日		受取利息	0.04	20.49	114.48	5	2,267	
8	平成20年2月18日		受取利息	0.04	20.53	107.89	5	2,272	
9	平成20年8月18日		受取利息	0.03	20.56	110.15	4	2,276	
10	平成21年2月23日		受取利息	0.01	20.57	93.18	1	2,277	
11	平成24年3月23日		入金等	2,412,836.29	2,412,856.86	-	200,000,000	200,002,277	
12	平成24年3月23日		入金等	7,265,139.06	9,687,995.92	-	600,000,000	800,002,277	
13	平成24年3月30日		入金等	6,100,538.65	15,788,532.77	-	600,000,000	1,300,002,277	
14	平成24年4月10日		入金等	4,917,025.20	20,695,557.97	-	400,000,000	1,700,002,277	
15	平成24年4月16日		入金等	12,360,939.44	33,046,497.41	-	1,000,000,000	2,700,002,277	
16	平成24年6月4日		入金等	6,381,323.16	39,407,820.57	-	500,000,000	3,200,002,277	
17	平成24年6月29日		出金等	△ 10,000.00	39,397,820.57	-	△ 812,023	3,199,190,254	3,200,002,277 / 39,407,820.57
18	平成24年7月25日		入金等	12,812,299.81	52,210,120.38	-	1,000,000,000	4,199,190,254	
19	平成24年8月15日		受取利息	623.04	52,210,743.42	79.87	49,140	4,199,239,394	
20	平成24年8月20日		受取利息	333.46	52,211,076.88	79.59	26,541	4,199,265,935	
21	平成24年8月20日		受取利息	521.62	52,211,598.50	79.59	41,616	4,199,307,451	
22	平成24年9月18日		入金等	6,435,006.44	58,646,604.94	-	500,000,000	4,699,307,451	
23	平成25年2月15日		受取利息	787.57	58,647,392.51	92.95	73,213	4,699,380,664	
24	平成25年3月18日		受取利息	437.79	58,647,830.30	93.84	41,083	4,699,421,747	
25	平成25年2月18日		受取利息	1,467.54	58,649,297.84	93.84	137,714	4,699,559,461	
26	平成25年7月5日		出金等	△ 1,600.00	58,647,697.84	-	△ 128,208	4,699,431,253	4,699,559,461 / 58,649,297.84
27	平成25年8月15日		受取利息	774.80	58,648,472.64	97.95	75,900	4,699,507,153	
28	平成25年8月19日		受取利息	437.79	58,648,910.43	97.62	42,738	4,699,549,891	
29	平成25年8月19日		受取利息	1,508.33	58,650,418.76	97.62	147,244	4,699,697,135	
30	平成26年2月17日		受取利息	796.25	58,651,215.01	101.46	80,788	4,699,777,923	
31	平成26年2月17日		受取利息	437.82	58,651,652.83	101.46	44,422	4,699,822,346	
32	平成26年2月17日		受取利息	774.80	58,652,427.63	101.46	78,612	4,699,900,957	
33	平成26年3月11日		受取利息	7,038.89	58,659,466.52	103.28	726,977	4,700,627,934	
34	平成26年3月11日		出金等	△ 1,256.98	58,658,209.58	-	△ 100,724	4,700,527,210	4,700,627,934 / 58,659,466.52
35	平成26年3月11日		出金等	△ 568.70	58,657,640.88	-	△ 45,573	4,700,481,637	4,700,527,210 / 58,658,209.58
36	平成26年8月15日		受取利息	766.36	58,658,407.24	102.51	75,560	4,700,556,197	
37	平成26年8月18日		受取利息	437.84	58,658,845.08	102.38	44,827	4,700,600,024	
38	平成26年8月18日		受取利息	713.71	58,659,558.79	102.38	73,070	4,700,678,094	
39	平成26年9月11日		受取利息	29,402.76	58,688,961.57	106.80	3,140,217	4,703,818,311	
40	平成26年9月11日		出金等	△ 2,534.72	58,686,426.85	-	△ 203,154	4,703,615,157	4,703,818,311 / 58,688,961.57
41	平成26年9月11日		出金等	△ 536.29	58,685,890.56	-	△ 42,983	4,703,572,174	4,703,615,157 / 58,685,426.85
42	平成26年9月11日		受取利息	7,674.66	58,693,565.22	106.80	819,664	4,704,391,828	
43	平成26年9月11日		出金等	△ 1,279.11	58,692,286.11	-	△ 102,523	4,704,289,305	4,704,391,828 / 58,693,565.22

順号	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米ドル)		取引日の為替レート	円換算額(円)		繰出し直前の残高(米ドル) ドル当たりの円換算額(円) (換算レート)
				取引金額	取引後残高 (直前⑤+④)		取引金額 借入れ①×⑦ 繰出し②×⑦	取引後残高 (直前⑧+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
44	平成26年9月11日		受取利息	57,791.67	58,750,077.78	103.80	6,172,151	4,710,461,456	
45	平成26年9月11日		出金等	△ 5,069.44	58,745,008.34	-	△ 406,458	4,710,054,998	4,710,461,456 / 58,750,077.78
46	平成27年2月16日		受取利息	792.10	58,745,800.44	118.63	93,967	4,710,148,965	
47	平成27年2月16日		受取利息	713.73	58,746,514.17	118.63	84,670	4,710,233,635	
48	平成27年2月23日		受取利息	454.69	58,746,968.86	119.09	54,150	4,710,287,785	
49	平成27年5月1日		出金等	△ 8,061.00	58,738,907.86	-	△ 646,325	4,709,641,460	4,710,287,785 / 58,746,968.86
50	平成27年7月19日		出金等	△ 31,856.00	58,707,051.86	-	△ 2,554,191	4,707,087,269	4,709,641,460 / 58,738,907.86
51	平成27年8月17日		受取利息	420.58	58,707,472.44	124.40	52,321	4,707,139,590	
52	平成27年8月17日		受取利息	779.33	58,708,251.77	124.40	96,949	4,707,236,539	
53	平成27年8月17日		受取利息	713.77	58,708,965.54	124.40	88,793	4,707,325,332	
54	平成27年9月11日		受取利息	55,975.46	58,764,941.00	120.79	6,763,279	4,714,088,608	
55	平成27年9月11日		出金等	△ 5,088.68	58,759,852.32	-	△ 408,211	4,713,678,397	4,714,088,608 / 58,764,941.00
56	平成27年9月11日		受取利息	50,951.72	58,810,804.04	120.79	6,165,667	4,719,844,064	
57	平成27年9月11日		出金等	△ 5,096.17	58,805,707.87	-	△ 408,991	4,719,435,073	4,719,844,064 / 58,810,804.04
58	平成27年9月11日		出金等	△ 613.24	58,805,204.63	-	△ 41,190	4,719,383,883	4,719,435,073 / 58,805,707.87
59	平成27年11月13日		出金等	△ 10,000.00	58,795,204.63	-	△ 802,540	4,718,581,337	4,719,383,883 / 58,805,204.63
60	平成28年2月15日		受取利息	311.46	58,795,516.09	113.37	35,311	4,718,616,648	
61	平成28年2月15日		受取利息	93.01	58,795,609.10	113.37	10,545	4,718,627,193	
62	平成28年2月22日		受取利息	594.06	58,796,203.15	112.86	67,045	4,718,694,238	
63	平成28年2月22日		受取利息	1,519.25	58,797,713.41	112.86	170,448	4,718,864,686	
64	平成28年7月19日		出金等	△ 20,000.00	58,777,713.41	-	△ 1,605,119	4,717,259,567	4,718,864,686 / 58,797,713.41
65	平成28年8月16日		受取利息	215.42	58,777,928.83	101.47	21,869	4,717,281,436	
66	平成28年8月16日		受取利息	333.15	58,778,261.98	101.47	33,806	4,717,315,231	
67	平成28年8月23日		受取利息	10,621.22	58,788,883.20	100.66	1,069,133	4,718,384,364	
68	平成28年8月22日		受取利息	5,318.69	58,795,201.79	100.66	536,030	4,719,020,394	
69	平成28年9月9日		受取利息	81,607.40	58,876,809.19	102.28	8,346,805	4,727,367,199	
70	平成28年9月9日		出金等	△ 5,100.46	58,871,708.73	-	△ 409,529	4,726,957,670	4,727,367,199 / 58,876,809.19
71	平成28年9月9日		受取利息	84,745.29	58,956,454.02	102.28	8,667,749	4,735,625,419	
72	平成28年9月9日		出金等	△ 5,105.14	58,951,348.88	-	△ 410,066	4,735,215,353	4,735,625,419 / 58,956,454.02
73	平成28年9月20日		定期利息	40,838.57	58,992,187.45	101.95	4,163,493	4,739,378,846	
74	平成28年9月23日		定期利息	13,347.24	59,005,534.69	101.06	1,348,873	4,740,727,719	
75	平成28年9月28日		出金等	△ 517.66	59,006,017.04	-	△ 41,590	4,740,686,129	4,740,727,719 / 59,006,017.04
76	平成28年9月29日		出金等	△ 51.47	59,004,965.57	-	△ 4,138	4,740,681,993	4,740,686,129 / 59,006,017.04
77	平成28年9月29日		出金等	△ 30.00	59,004,935.57	-	△ 2,411	4,740,679,582	4,740,681,993 / 59,004,965.57
78	平成28年9月29日		出金等	△ 15.00	59,004,920.57	-	△ 1,205	4,740,678,376	4,740,679,582 / 59,004,935.57
79	平成28年9月30日		受取利息	11.12	59,004,931.69	101.65	1,124	4,740,679,500	
80	平成28年10月6日		入金等	15.09	59,004,946.69	103.49	1,553	4,740,681,053	
81	平成28年10月31日		受取利息	696.56	59,005,643.25	104.82	73,014	4,740,754,067	
82	平成28年11月30日		受取利息	833.67	59,006,476.92	112.38	93,668	4,740,847,735	
83	平成28年12月30日		受取利息	833.73	59,007,310.65	116.49	97,122	4,740,944,877	
84	平成28年12月30日		受取利息	33.35	59,007,344.00	116.49	3,886	4,740,948,762	
85	平成29年1月31日		受取利息	891.55	59,008,235.55	113.81	101,468	4,741,050,230	
86	平成29年2月13日		受取利息	408.71	59,008,644.26	114.00	46,593	4,741,096,823	
87	平成29年2月15日		受取利息	49.72	59,008,693.98	114.48	5,691	4,741,102,514	
88	平成29年2月20日		受取利息	2,099.90	59,010,793.88	112.90	237,079	4,741,339,593	

期日	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米ドル)		取引日 の金 レ ー ト (円)	円換算額(円)		払出し直前の残高(米ドル) 当分の円換算額(円) (換算レート) (直前の取引日の⑧/⑤)
				取引金額 ④	取引残高 (直前⑤+④) ⑤		取引金額 ⑦ 預入れ(④×⑥) 払出し(④×⑥)	取引残高 (直前⑧+⑦) ⑧	
89	平成29年2月20日		受取利息	1,928.88	59,012,722.76	112.90	217,771	4,741,557,304	
90	平成29年2月28日		受取利息	780.33	59,013,503.09	112.46	87,766	4,741,645,120	
91	平成29年3月31日		受取利息	863.97	59,014,367.06	112.19	96,929	4,741,742,049	
92	平成29年4月28日		受取利息	780.39	59,015,147.45	111.21	86,788	4,741,828,837	
93	平成29年5月31日		受取利息	910.78	59,016,058.23	110.91	102,013	4,741,930,850	
94	平成29年6月30日		受取利息	836.22	59,016,903.45	111.96	93,624	4,742,024,474	
95	平成29年7月31日		受取利息	151.78	59,017,055.23	110.32	16,746	4,742,041,219	
96	平成29年8月14日		受取利息	0.40	59,017,055.72	109.43	54	4,742,041,273	
97	平成29年8月21日		受取利息	2.92	59,017,058.64	109.98	320	4,742,041,593	
98	平成29年9月21日		受取利息	1,099.88	59,018,158.52	109.98	120,308	4,742,161,898	
99	平成29年9月21日		受取利息	442.70	59,018,601.22	109.98	48,423	4,742,210,321	
100	平成29年9月31日		受取利息	14.82	59,018,616.04	110.41	1,637	4,742,211,958	
101	平成29年9月15日		借入金	3,702,427.00	62,721,043.04	110.23	408,118,529	5,150,330,487	
102	平成29年9月18日		支払利息	△ 15,256.02	62,705,788.02	110.25	△ 1,262,665	5,149,077,822	5,150,330,487 / 62,721,043.04
103	平成29年9月20日		定期利息	99,252.66	62,805,040.68	111.63	11,079,575	5,160,157,397	
104	平成29年9月20日		定期利息	81,801.54	62,886,842.32	111.63	9,131,618	5,169,288,915	
105	平成29年9月23日		定期利息	60,573.49	62,947,415.81	112.31	6,803,009	5,176,091,924	
106	平成29年9月28日		定期利息	116,502.39	63,063,918.20	111.62	13,003,997	5,189,095,921	
107	平成29年9月29日		受取利息	13.86	63,063,932.06	112.74	1,563	5,189,097,484	
108	平成29年9月29日		定期利息	9,933.36	63,073,865.41	112.74	1,119,886	5,190,217,370	
109	平成29年10月4日		不動産取得	△ 55,030.90	63,018,835.41	112.61	△ 4,528,306	5,185,689,065	5,190,217,370 / 63,073,865.41
110	平成29年10月4日		不動産取得	△ 3,502,000.00	59,516,835.41	112.61	△ 283,172,306	4,897,516,759	5,185,689,065 / 63,018,835.41
111	平成29年10月4日		不動産取得	△ 35,770.05	59,481,065.36	112.61	△ 2,943,444	4,894,573,315	4,897,516,759 / 59,516,835.41
112	平成29年10月4日		不動産取得	△ 100,000.00	59,381,065.36	112.61	△ 8,228,793	4,886,344,522	4,894,573,315 / 59,481,065.36
113	平成29年10月13日		定期利息	30,867.99	59,411,933.35	112.25	3,464,932	4,889,809,454	
114	平成29年10月24日		入金等	800.44	59,412,733.79	113.38	90,754	4,889,900,208	
115	平成29年10月31日		受取利息	15.30	59,412,749.09	113.06	1,730	4,889,901,938	
116	平成29年11月3日		入金等	14,569.20	59,427,318.29	114.06	1,661,763	4,891,563,701	
117	平成29年11月30日		受取利息	14.87	59,427,333.16	112.02	1,666	4,891,565,367	
118	平成29年12月15日		支払利息	△ 17,672.65	59,409,660.51	112.40	△ 1,446,427	4,890,118,940	4,891,565,367 / 59,427,333.16
119	平成29年12月18日		入金等	14,569.20	59,424,229.71	112.76	1,642,823	4,891,761,763	
120	平成29年12月29日		受取利息	14.69	59,424,344.50	113.00	1,660	4,891,763,423	
121	平成30年1月10日		出金等	△ 20,000.00	59,404,344.50	112.49	△ 1,646,384	4,890,117,039	4,891,763,423 / 59,424,344.50
122	平成30年1月31日		受取利息	17.13	59,404,361.63	108.77	1,864	4,890,118,903	
123	平成30年2月9日		借入金	6,205,952.00	65,610,313.63	108.89	675,875,004	5,565,993,907	
124	平成30年2月9日		支払利息	△ 6,158.67	65,605,154.96	108.89	△ 522,468	5,565,471,449	5,565,993,907 / 65,610,313.63
125	平成30年2月13日		受取利息	220.82	65,605,375.78	108.73	24,021	5,565,495,470	
126	平成30年2月13日		不動産取得	△ 5,580,000.00	60,025,375.78	108.73	△ 470,822,695	5,094,672,775	5,565,495,470 / 65,605,375.78
127	平成30年2月13日		不動産取得	△ 566,982.00	59,458,393.78	108.73	△ 48,098,738	5,046,574,037	5,094,672,775 / 60,025,375.78
128	平成30年2月19日		受取利息	133.94	59,458,527.72	106.32	14,241	5,046,588,278	
129	平成30年2月19日		受取利息	1,392.71	59,459,920.43	106.32	147,010	5,046,735,288	
130	平成30年2月19日		受取利息	0.36	59,459,920.79	106.32	39	5,046,735,327	
131	平成30年2月26日		受取利息	14.53	59,459,935.32	107.30	1,560	5,046,736,887	
132	平成30年2月29日		支払利息	△ 9,250.39	59,450,684.93	107.30	△ 785,507	5,045,951,380	5,046,736,887 / 59,459,935.32
133	平成30年3月5日		入金等	4,273.76	59,454,958.69	105.58	451,139	5,046,402,519	

順号	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米ドル)		取引日の為替レート (円)	円換算額(円)		払出し直前の残高1米ドル 相当りの円換算額(円) (換算レート) (直前の取引日の⑧/⑥)
				取引金額	取引後残高 (直前⑤+④)		取引金額 繰入れ⑧×⑥ 払出し⑧×⑥	取引後残高 (直前⑧+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
134	平成30年3月15日		支払利息	△ 23,034.64	59,461,906.15	106.04	△ 1,954,143	5,044,448,376	5,040,462,519 / 59,464,959.79
135	平成30年3月22日		貸付料	29,581.18	59,491,486.33	105.67	3,125,844	5,047,574,220	
136	平成30年3月28日		支払利息	△ 11,104.65	59,480,381.68	106.47	△ 942,178	5,046,632,042	5,047,574,220 / 59,491,486.33
137	平成30年3月30日		受取利息	18.08	59,480,399.76	106.25	1,709	5,046,633,751	
138	平成30年4月3日		貸付料	5,081.18	59,485,478.94	106.85	537,843	5,047,171,594	
139	平成30年4月3日		貸付料	45,892.98	59,531,371.92	106.86	4,857,772	5,052,029,366	
140	平成30年4月9日		貸付料	15,297.66	59,546,669.58	107.22	1,640,215	5,053,669,582	
141	平成30年4月13日		定期利息	3,345.25	59,550,014.83	107.40	359,280	5,054,028,862	
142	平成30年4月16日		借入金	2,154,000.00	61,704,014.83	107.51	231,576,540	5,285,605,402	
143	平成30年4月16日		不動産取得	△ 2,082,900.00	59,622,014.83	107.51	△ 178,345,453	5,107,259,949	5,285,605,402 / 61,704,014.83
144	平成30年4月16日		不動産取得	△ 172,976.50	59,449,038.33	107.51	△ 14,817,278	5,092,442,671	5,107,259,949 / 59,622,014.83
145	平成30年4月16日		支払利息	△ 4,020.80	59,445,017.53	107.51	△ 344,425	5,092,098,246	5,092,442,671 / 59,449,038.33
146	平成30年4月25日		貸付料	15,297.66	59,460,315.19	108.92	1,666,222	5,093,764,468	
147	平成30年4月27日		支払利息	△ 11,971.85	59,448,343.34	109.26	△ 1,025,588	5,092,738,880	5,093,764,468 / 59,460,315.19
148	平成30年4月30日		受取利息	20.13	59,448,363.47	109.26	2,203	5,092,741,080	
149	平成30年5月2日		貸付料	5,081.18	59,453,444.65	109.90	558,422	5,093,299,502	
150	平成30年5月16日		支払利息	△ 4,422.88	59,449,021.77	110.34	△ 378,903	5,092,920,599	5,093,299,502 / 59,453,444.65
151	平成30年5月28日		貸付料	15,297.66	59,464,319.43	109.58	1,676,319	5,094,596,917	
152	平成30年5月29日		支払利息	△ 11,577.36	59,452,742.07	109.26	△ 991,889	5,093,605,028	5,094,596,917 / 59,464,319.43
153	平成30年5月31日		受取利息	21.34	59,452,763.41	108.67	2,320	5,093,607,348	
154	平成30年6月4日		貸付料	5,081.18	59,457,844.59	109.70	557,405	5,094,164,754	
155	平成30年6月16日		支払利息	△ 25,897.43	59,431,947.16	110.73	△ 2,218,812	5,091,945,942	5,094,164,754 / 59,457,844.59
156	平成30年6月18日		支払利息	△ 4,112.34	59,427,834.82	110.58	△ 352,333	5,091,593,609	5,091,945,942 / 59,431,947.16
157	平成30年6月19日		貸付料	3,117.50	59,430,952.40	110.17	343,464	5,091,937,073	
158	平成30年6月26日		貸付料	15,297.66	59,446,250.06	109.61	1,676,777	5,093,613,850	
159	平成30年6月28日		支払利息	△ 13,086.35	59,433,163.71	110.05	△ 1,121,298	5,092,492,554	5,093,613,850 / 59,446,250.06
160	平成30年6月29日		受取利息	20.76	59,433,184.47	110.45	2,293	5,092,494,847	
161	平成30年7月2日		貸付料	5,081.18	59,438,265.65	110.88	563,402	5,093,058,249	
162	平成30年7月6日		貸付料	24,990.00	59,463,255.65	110.73	2,767,143	5,095,825,392	
163	平成30年7月10日		借入金	2,205,000.00	61,668,255.65	111.06	244,887,300	5,340,712,692	
164	平成30年7月10日		不動産取得	△ 2,156,678.38	59,511,577.27	111.06	△ 186,776,803	5,153,935,889	5,340,712,692 / 61,668,255.65
165	平成30年7月10日		不動産取得	△ 150,000.00	59,361,577.27	111.06	△ 12,980,589	5,140,945,300	5,153,935,889 / 59,511,577.27
166	平成30年7月10日		支払利息	△ 2,707.25	59,358,870.02	111.06	△ 234,459	5,140,710,841	5,140,945,300 / 59,361,577.27
167	平成30年7月12日		出金等	△ 1,926.75	59,356,943.27	112.20	△ 166,865	5,140,543,976	5,140,710,841 / 59,358,870.02
168	平成30年7月12日		定期利息	281,155.25	59,638,098.52	112.20	31,545,620	5,142,089,596	
169	平成30年7月17日		支払利息	△ 4,272.10	59,633,826.42	112.46	△ 370,497	5,171,719,099	5,142,089,596 / 59,638,098.52
170	平成30年7月18日		貸付料	1,503.39	59,635,331.81	112.98	170,079	5,171,889,178	
171	平成30年7月26日		貸付料	15,297.66	59,650,629.47	110.75	1,694,216	5,173,583,394	
172	平成30年7月26日		ドル→ユーロ	△ 18,769.60	59,631,859.87	110.75	△ 1,627,914	5,171,955,480	5,173,583,394 / 59,650,629.47
173	平成30年7月30日		支払利息	△ 11,708.25	59,620,151.62	111.11	△ 1,015,474	5,170,940,006	5,171,955,480 / 59,631,859.87
174	平成30年7月30日		支払利息	△ 3,078.80	59,616,172.82	111.11	△ 345,087	5,170,594,919	5,170,940,006 / 59,620,151.62
175	平成30年7月31日		受取利息	24.79	59,616,197.61	110.94	2,751	5,170,597,670	
176	平成30年8月2日		貸付料	5,081.18	59,621,278.79	111.73	567,721	5,171,165,391	
177	平成30年8月3日		貸付料	24,990.00	59,646,268.79	111.81	2,794,132	5,173,959,523	
178	平成30年8月13日		受取利息	0.27	59,646,269.06	110.57	30	5,173,959,553	

順号	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米圓ドル)		取引日の為替レートの平均(円)	円換算額(円)		払出し直前の残高(米圓ドル) トドル当たりの円換算額(円) (換算レート)
				取引金額	取引後残高 (直前⑤+④)		取引金額 借入れ⑥×⑦ 返済⑧×⑦	取引後残高 (直前⑤+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
179	平成30年8月16日		貸付料	4,125.58	59,650,394.64	110.63	456,413	5,174,415,966	
180	平成30年8月16日		支払利息	△ 4,859.82	59,645,734.82	110.63	△ 404,220	5,174,011,746	5,174,415,966 / 59,650,394.64
181	平成30年8月20日		受取利息	267.68	59,646,002.50	110.54	29,590	5,174,041,336	
182	平成30年8月20日		受取利息	4.52	59,646,007.02	110.54	500	5,174,041,836	
183	平成30年8月20日		受取利息	48.91	59,646,055.93	110.54	5,407	5,174,047,243	
184	平成30年8月24日		貸付料	3,302.54	59,649,358.47	111.51	368,267	5,174,415,510	
185	平成30年8月28日		貸付料	15,297.66	59,664,656.13	111.23	1,701,559	5,176,117,069	
186	平成30年8月28日		支払利息	△ 12,478.94	59,652,177.19	111.23	△ 1,082,592	5,175,034,477	5,176,117,069 / 59,664,656.13
187	平成30年8月28日		支払利息	△ 4,215.22	59,647,961.97	111.23	△ 366,696	5,174,668,791	5,175,034,477 / 59,652,177.19
188	平成30年8月31日		受取利息	26.18	59,647,988.15	110.95	2,905	5,174,671,696	
189	平成30年9月4日		貸付料	5,081.18	59,653,069.33	111.09	564,469	5,175,236,165	
190	平成30年9月5日		貸付料	24,990.00	59,678,059.33	111.26	2,790,369	5,178,016,533	
191	平成30年9月18日		支払利息	△ 4,121.32	59,673,938.01	111.83	△ 357,590	5,177,658,943	5,178,016,533 / 59,678,059.33
192	平成30年9月18日		支払利息	△ 7,898.51	59,666,039.50	111.83	△ 685,321	5,176,973,622	5,177,658,943 / 59,673,938.01
193	平成30年9月20日		定期利息	46,384.45	59,712,423.95	112.38	5,210,437	5,182,184,079	
194	平成30年9月21日		出金等	△ 94.00	59,712,329.95	112.82	△ 8,158	5,182,175,921	5,182,184,079 / 59,712,423.95
195	平成30年9月21日		出金等	△ 1,050.00	59,711,279.95	112.62	△ 91,128	5,182,084,795	5,182,175,921 / 59,712,329.95
196	平成30年9月24日		出金等	△ 4,500.00	59,706,779.95	112.62	△ 390,536	5,181,694,259	5,182,084,795 / 59,711,279.95
197	平成30年9月25日		貸付料	15,297.66	59,722,057.61	113.02	1,728,942	5,183,423,201	
198	平成30年9月26日		定期利息	71,716.50	59,793,774.11	112.92	8,098,228	5,191,521,429	
199	平成30年9月26日		定期利息	145,433.00	59,937,207.11	112.92	16,196,455	5,207,717,884	
200	平成30年9月28日		定期利息	101,797.59	60,039,004.70	113.58	11,562,171	5,219,280,055	
201	平成30年9月28日		定期利息	59,170.05	60,097,174.75	113.58	6,605,955	5,225,887,010	
202	平成30年9月28日		定期利息	43,627.54	60,140,802.29	113.58	4,955,216	5,230,842,226	
203	平成30年9月28日		支払利息	△ 4,993.71	60,135,808.58	113.58	△ 434,336	5,230,407,890	5,230,842,226 / 60,140,802.29
204	平成30年9月28日		支払利息	△ 14,057.02	60,121,751.56	113.58	△ 1,222,632	5,229,185,258	5,230,407,890 / 60,135,808.58
205	平成30年9月28日		受取利息	26.39	60,121,777.95	113.58	2,884	5,229,188,142	
206	平成30年10月2日		貸付料	30,071.18	60,151,849.13	114.03	3,429,017	5,232,617,159	
207	平成30年10月16日		定期利息	53,954.72	60,205,803.85	111.89	6,036,994	5,238,654,153	
208	平成30年10月16日		支払利息	△ 4,804.01	60,200,999.84	111.89	△ 418,009	5,238,236,144	5,238,654,153 / 60,205,803.85
209	平成30年10月18日		支払利息	△ 8,852.91	60,192,146.93	112.74	△ 770,314	5,237,465,830	5,238,236,144 / 60,200,999.84
210	平成30年10月24日		出金等	△ 21,263.16	60,170,883.77	112.47	△ 1,850,180	5,235,615,670	5,237,465,830 / 60,192,146.93
211	平成30年10月26日		貸付料	15,297.66	60,186,180.43	112.48	1,720,691	5,237,336,361	
212	平成30年10月29日		支払利息	△ 4,961.25	60,181,219.18	111.95	△ 431,723	5,236,904,638	5,237,336,361 / 60,186,180.43
213	平成30年10月29日		支払利息	△ 13,965.64	60,167,253.54	111.95	△ 1,215,275	5,235,689,363	5,236,904,638 / 60,181,219.18
214	平成30年10月31日		受取利息	31.68	60,167,285.22	113.26	3,589	5,235,692,952	
215	平成30年11月2日		貸付料	183.05	60,167,468.27	112.89	20,665	5,235,713,617	
216	平成30年11月2日		貸付料	30,071.18	60,197,539.45	112.89	3,394,738	5,239,108,355	
217	平成30年11月16日		支払利息	△ 4,869.66	60,192,679.79	113.65	△ 422,946	5,238,685,397	5,239,108,355 / 60,197,539.45
218	平成30年11月19日		支払利息	△ 8,112.42	60,184,567.37	112.76	△ 706,040	5,237,979,357	5,238,685,397 / 60,192,679.79
219	平成30年11月26日		貸付料	15,297.66	60,199,865.03	113.05	1,729,401	5,239,708,758	
220	平成30年11月28日		支払利息	△ 4,998.00	60,194,867.03	113.79	△ 435,019	5,239,273,739	5,239,708,758 / 60,199,865.03
221	平成30年11月28日		支払利息	△ 14,069.09	60,180,797.94	113.79	△ 1,224,554	5,238,049,185	5,239,273,739 / 60,194,867.03
222	平成30年11月30日		受取利息	30.05	60,180,828.00	113.46	3,411	5,238,052,596	
223	平成30年12月3日		貸付料	30,107.79	60,210,935.79	113.65	3,421,751	5,241,474,347	

順号	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(米ドル)		取引日の為替レート	円換算額(円)		払出し直前の残高(米ドル) 当たりの円換算額(円) (換算レート) (直前の取引日の⑧/⑤)
				取引金額	取引後残高 (直前⑤+④)		取引金額 預入れ(①×⑥) 払出し(②×⑥)	取引後残高 (直前⑧+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
224	平成30年12月17日		支払利息	△ 4,936.25	60,205,999.54	113.47	△ 429,710	5,241,044,837	5,241,474,347 / 60,210,935.79
225	平成30年12月18日		支払利息	△ 9,118.26	60,196,881.29	112.79	△ 793,761	5,240,250,878	5,241,044,637 / 60,205,999.54
226	平成30年12月28日		貸付料	15,297.66	60,212,178.95	110.70	1,693,451	5,241,944,327	
227	平成30年12月28日		支払利息	△ 5,525.36	60,206,653.59	111.02	△ 481,027	5,241,463,300	5,241,944,327 / 60,212,178.95
228	平成30年12月28日		支払利息	△ 15,563.58	60,191,100.01	111.02	△ 1,354,062	5,240,109,238	5,241,463,300 / 60,206,653.59
229	平成30年12月31日		受取利息	32.97	60,191,132.98	111.02	3,661	5,240,112,899	

- (注) 1. 「金融機関」(②)欄は、前提事実(1)アに記載した口座を「 」、同イに記載した口座を「 」、同ウに記載した口座を「 」、同エに記載した口座を「 」、同オ及び同カに記載した各口座を併せて「 」、同キに記載した口座を「 」及び同クに記載した口座を「 」と記載している(以下、別表 2-2 において同じ。)
2. 「取引内容」(③)欄の記載は、次のとおりである(以下、別表 2-2 及び 3-1 ないし 3-3 において同じ。)
- (1) 「受取利息」は、本件外貨建預金口座において外貨を保有することにより発生した利息を外貨で受け取った取引。
 - (2) 「定期利息」は、外貨建定期預金を保有することにより発生した利息を米国ドルで受け取った取引。
 - (3) 「借入金」は、本件各借入れに係る借入金を米国ドルで受け取った取引。
 - (4) 「支払利息」は、本件外貨建預金口座において保有している米国ドルで本件各借入れに係る借入利息を支払った取引。
 - (5) 「不動産取得」は、保有している米国ドルにより、本件各不動産取得費用を支払った取引。
 - (6) 「出金等」は、本件外貨建預金口座から外貨を払い出した取引。
 - (7) 「ドル→ユーロ」は、本件外貨建預金口座で保有していた米国ドルをユーロに交換した取引。
 - (8) 「入金等」は、本件外貨建預金口座に外貨を預け入れた取引。
 - (9) 「賃貸料」は、本件各不動産の貸付けに係る賃料を米国ドルで受け取った取引。
3. 「取引日の為替レート(円)」(⑥)欄の金額は、 銀行が公表する各「取引年月日」(①)欄の年月日における TTM レート(同日の TTM レートが明らかでない場合には、その直前の営業日の TTM レート)を示す(以下、別表 2-2 及び 3-1 ないし 3-3 において同じ。乙 1 の 2)。
4. 「取引金額」(④)欄の「△」印は、本件外貨建預金口座からの払出額を示す(以下、別表 2-2 において同じ。)
5. 「取引金額」(⑦)欄の金額については、次のとおりである。
- (1) 「取引金額」(④)欄の金額が本件外貨建預金口座への預入額である場合には、「取引金額」(④)欄の金額に「取引日の為替レート(円)」(⑥)欄の為替レートを乗じた金額の 1 円未満の端数を切り上げた後の金額である。
 - (2) 「取引金額」(④)欄の金額が本件外貨建預金口座からの払出額である場合には、「取引金額」(④)欄の金額に「払出直前の残高 1 米国ドル当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑨)欄の分数式を乗じた金額の 1 円未満の端数を切り上げた後の金額である。
 - (3) 順号 1、11 ないし 16、18 及び 22 における「取引金額」(⑦)欄の各金額は、金融機関の原告名義の円預金口座から払い出して米国ドルに交換した日本円の金額である(乙 1 の 1、乙 3 の 2 及び乙 4 の 2)。
6. 「払出直前の残高 1 米国ドル当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑨)欄は、当該換算レートを算出するための計算式を示す(以下、別表 3-1 及び 3-2 「払出直前の残高 1 米国ドル当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑥)欄において同じ。)

別表2-2 本件外貨建預金口座における外貨建取引の取引経過及び円換算額算定一覧表(ユーロ)

順序	取引年月日	金融機関	取引内容	取引外貨(ユーロ)		取引日の為替レート	円換算額(円)		前出し直前の残高(ユーロ) 前出し直前の円換算額(円) (繰上レール)
				取引金額	取引変動高 (直前④+⑤)		取引金額 (前④×⑦) 繰上(①×⑦)	取引残高 (直前⑧+⑦)	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	平成24年6月6日		入金等	103,124.68	103,124.68	-	10,000,000	10,000,000	
2	平成24年8月2日		出金等	△ 10,000.09	93,124.68	-	△ 959,700	9,040,300	10,000,000 / 103,124.68
3	平成24年8月20日		受取利息	10.23	93,134.91	98.13	1,004	9,041,304	
4	平成25年2月18日		受取利息	3.70	93,138.61	125.17	454	9,041,758	
5	平成25年4月19日		受取利息	3.70	93,142.31	130.13	452	9,042,250	
6	平成26年2月17日		受取利息	3.70	93,146.01	135.06	515	9,042,765	
7	平成26年8月18日		受取利息	3.70	93,149.71	137.07	508	9,043,273	
8	平成27年2月16日		受取利息	3.70	93,153.41	135.31	501	9,043,774	
9	平成27年8月17日		受取利息	3.70	93,157.11	138.02	511	9,044,285	
10	平成27年11月13日		出金等	△ 20,000.00	73,157.11	-	△ 1,939,581	7,094,704	9,044,285 / 93,157.11
11	平成28年2月22日		受取利息	3.41	73,160.52	125.40	428	7,095,132	
12	平成28年8月22日		受取利息	2.91	73,163.43	113.61	331	7,095,463	
13	平成29年2月20日		受取利息	2.91	73,166.34	119.55	349	7,095,812	
14	平成29年8月21日		受取利息	2.91	73,169.25	126.54	375	7,096,187	
15	平成30年2月19日		受取利息	2.91	73,172.16	132.10	385	7,096,572	
16	平成30年7月26日		ドル→ユーロ	16,000.00	89,172.16	129.90	2,078,400	9,174,972	
17	平成30年7月26日		出金等	△ 16,000.00	73,172.16	129.90	△ 1,646,249	7,528,723	9,174,972 / 89,172.16
18	平成30年8月20日		受取利息	2.91	73,175.07	126.39	348	7,529,091	

(注)1 「取引金額」(⑦)欄の金額については、次のとおりである。

- (1) 「取引金額」(④)欄の金額が本件外貨建預金口座への預入額である場合には、「取引金額」(④)欄の金額に「取引日の為替レート(円)」(⑥)欄の為替レートに乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた後の金額である。
- (2) 「取引金額」(④)欄の金額が本件外貨建預金口座からの払出額である場合には、「取引金額」(④)欄の金額に「払出直前の残高1ユーロ当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑨)欄の分数式に乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた後の金額である。
- (3) 順号1における「取引金額」(⑦)欄の金額は、金融機関の原告名義の円預金口座から払い出してユーロに交換した日本円の金額である(乙1の1)。

2 「払出直前の残高1ユーロ当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑨)欄は、当該換算レートを算出するための計算式を示す(以下、別表3-3「払出直前の残高1ユーロ当たりの円換算額(円)(換算レート)」(⑥)欄において同じ。)

別表3-1 平成29年分の本件各為替差益の額(米ドル)

順号	取引年月日	取引内容	取引日の 為替レート (円)	取引(仕入)金額 (米ドル)	取引日に1 円50銭換算 (円)	仕出し直前の残高(米ドル) 当たりの円換算額(円)	換算レート(円)	換算レート(円) による円換算額 (円)	本件各為替 差益(円)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
102	平成29年9月15日	支払利息	110.23	15,255.02	1,691,560	5,150,230.497 /	62,721,043.34	1,262,666	428,896
109	平成29年10月4日	不動産取得	112.61	55,030.00	6,136,928	5,190,217.370 /	53,073,855.41	4,528,305	1,668,623
110	平成29年10月4日	不動産取得	112.61	3,502,000.00	394,360,220	5,186,680.065 /	53,013,835.41	288,172,306	106,187,914
111	平成29年10月4日	不動産取得	112.61	95,770.95	1,028,065	4,897,518.789 /	53,516,835.41	2,943,444	1,034,681
112	平成29年10月4日	不動産取得	112.61	100,000.00	11,261,000	4,894,573.315 /	53,481,065.36	8,228,793	3,032,207
118	平成29年12月15日	支払利息	112.40	17,572.55	1,975,154	4,891,585.397 /	59,427,333.16	1,446,427	528,727
合 計									112,930,987

(注) 1 「順号」欄記載の番号は、別表2-1に記載した順号に対応するものである(以下、別表3-2において同じ。)

2 「取引日における円換算額(円)(③×④)」、「⑤」欄の金額は、1円未満の端数を切り捨てた後の金額である(以下、別表3-2及び3-3において同じ。)

3 「換算レート(⑦)による円換算額(円)(④×⑦)」、「⑧」欄の金額は、1円未満の端数を切り上げた後の金額である(以下、別表3-2及び3-3において同じ。)

別表3-2 平成30年分の本件為替差益の額(米ドル)

順号	取引年月日	取引内容	取引日の為替レート (円)	取引(引出)金額 (米ドル)	取引日に おける円換算額 (円) (④×⑤)	引出に用いた 当たりの円換算額(円) (換算レート)	換算レート(⑥) に1.5円換算額 (円) (④×⑥)	本件為替 差益(円) (⑧-⑦)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
121	平成30年1月10日	出金等	112.49	20,000.00	2,249,860	4,891,763,423 / 59,424,344.50	1,646,384	803,476
124	平成30年2月9日	支払利息	108.69	8,168.67	870,617	5,555,993,907 / 55,811,313.83	822,468	148,159
126	平成30年2月13日	不動産取得	108.73	5,550,000.00	603,451,500	5,555,495,470 / 65,605,376.88	470,822,695	132,628,805
127	平成30年2月13日	不動産取得	108.73	666,982.00	61,647,962	5,094,672,775 / 60,056,378.88	48,068,738	13,549,214
132	平成30年2月28日	支払利息	107.30	9,259.39	993,632	5,045,736,897 / 59,189,925.42	785,507	208,025
134	平成30年3月16日	支払利息	106.04	23,034.64	2,442,593	5,045,402,519 / 58,484,938.79	1,954,143	488,450
136	平成30年3月28日	支払利息	105.47	11,104.85	1,171,207	5,047,574,220 / 59,491,486.31	942,178	229,029
143	平成30年4月16日	不動産取得	107.61	2,082,000.00	223,435,820	5,285,505,402 / 51,704,014.83	178,346,453	45,490,367
144	平成30年4月16日	不動産取得	107.61	172,976.50	18,585,703	5,107,359,949 / 59,622,014.83	14,817,278	3,779,425
145	平成30年4月16日	支払利息	107.61	4,020.80	432,376	5,092,442,671 / 59,449,038.33	344,425	87,851
147	平成30年4月27日	支払利息	109.26	11,971.85	1,308,044	5,093,704,468 / 59,460,318.19	1,025,688	282,456
150	平成30年5月18日	支払利息	110.34	4,422.88	488,020	5,094,299,502 / 59,453,444.65	378,903	109,117
152	平成30年6月29日	支払利息	109.26	11,577.39	1,264,942	5,094,586,017 / 59,464,319.43	991,889	273,053
155	平成30年6月15日	支払利息	110.72	25,897.43	2,867,822	5,094,184,754 / 59,457,844.59	2,218,812	648,810
156	平成30年6月18日	支払利息	110.58	4,112.34	454,742	5,091,945,942 / 59,431,847.16	352,333	102,409
159	平成30年6月28日	支払利息	110.05	13,086.35	1,440,152	5,093,613,850 / 59,446,250.06	1,121,296	318,856
164	平成30年7月10日	不動産取得	111.06	2,156,878.38	239,820,700	5,340,712,082 / 61,868,285.65	188,778,808	62,743,897
165	平成30年7月10日	不動産取得	111.06	150,000.00	16,659,000	5,153,935,889 / 59,511,577.27	12,990,589	3,668,411
168	平成30年7月10日	支払利息	111.08	2,701.25	300,667	5,140,945,300 / 59,381,577.27	234,459	66,208
167	平成30年7月12日	出金等	112.20	1,926.75	216,181	5,140,710,841 / 59,358,870.02	166,865	49,316
169	平成30年7月17日	支払利息	112.46	4,272.10	480,440	5,172,089,596 / 59,638,098.52	370,497	109,943
172	平成30年7月26日	ドル・ユーロ	110.75	18,769.60	2,078,733	5,173,583,394 / 59,650,629.47	1,527,914	450,819
173	平成30年7月20日	支払利息	111.11	11,708.25	1,300,003	5,171,955,160 / 59,631,859.87	1,015,474	284,529
174	平成30年7月30日	支払利息	111.11	3,978.80	442,084	5,170,940,006 / 59,620,161.62	345,087	96,997
180	平成30年8月16日	支払利息	110.63	4,669.82	515,816	5,174,416,968 / 59,680,394.64	404,220	111,595
186	平成30年8月28日	支払利息	111.23	12,478.94	1,388,032	5,176,117,069 / 59,694,566.13	1,082,692	305,440
187	平成30年8月28日	支払利息	111.23	4,215.22	468,658	5,175,034,477 / 59,632,177.19	365,456	103,172
191	平成30年9月18日	支払利息	111.83	4,121.32	460,887	5,178,016,553 / 59,678,059.33	357,590	103,297
193	平成30年9月18日	支払利息	111.83	7,898.51	883,290	5,177,688,993 / 59,673,438.01	685,321	197,969
194	平成30年9月21日	出金等	112.02	94.00	10,586	5,182,184,079 / 59,712,403.95	8,158	2,428
196	平成30年9月24日	出金等	112.62	1,050.00	118,254	5,182,175,921 / 59,712,309.95	91,126	27,125
196	平成30年9月24日	出金等	112.62	4,500.00	506,790	5,182,084,795 / 59,711,259.95	390,536	116,254
203	平成30年9月28日	支払利息	113.58	4,993.71	567,185	5,230,612,226 / 60,140,802.29	434,336	132,849
204	平成30年9月28日	支払利息	113.63	14,057.02	1,596,596	5,230,407,890 / 60,135,808.58	1,222,632	373,964
208	平成30年10月16日	支払利息	111.89	4,894.01	537,520	5,238,854,163 / 60,206,802.95	418,009	119,511
209	平成30年10月18日	支払利息	112.74	8,852.91	998,077	5,238,236,144 / 60,200,998.84	770,314	227,763
210	平成30年10月24日	出金等	112.47	21,263.16	2,391,467	5,237,465,830 / 60,192,145.93	1,850,160	541,307
212	平成30年10月29日	支払利息	111.95	4,981.25	555,411	5,237,336,361 / 60,188,180.43	431,723	123,688
213	平成30年10月29日	支払利息	111.95	13,965.64	1,563,453	5,230,904,628 / 60,181,219.18	1,215,275	348,178
217	平成30年11月19日	支払利息	113.65	4,859.66	552,300	5,239,109,343 / 60,197,539.45	422,946	129,354
218	平成30年11月19日	支払利息	112.76	6,112.42	914,756	5,238,686,391 / 60,192,679.79	705,040	209,716
220	平成30年11月28日	支払利息	113.70	4,998.00	568,722	5,239,708,758 / 60,199,955.03	435,019	133,703
221	平成30年11月28日	支払利息	113.79	14,069.09	1,600,921	5,239,273,739 / 60,194,867.03	1,224,654	376,267
224	平成30年12月17日	支払利息	113.47	4,936.25	560,118	5,241,474,347 / 60,210,935.79	429,710	130,406
225	平成30年12月18日	支払利息	112.79	9,118.25	1,028,447	5,241,944,637 / 60,205,969.54	793,761	234,686
227	平成30年12月28日	支払利息	111.02	5,625.36	613,425	5,241,944,327 / 60,212,178.95	481,027	132,398
228	平成30年12月28日	支払利息	111.02	15,563.68	1,726,758	5,241,463,300 / 60,206,653.59	1,354,062	372,696
合 計								260,971,028

別表3-3 平成30年分の本件各為替差益の額(ユーロ)

順号	取引年月日	取引内容	取引日の為替レート (円)	取引(払出)金額 (ユーロ)	取引日における円換算額 (円) (④×⑤)	払出し直前の夜末1ユーロ 当たりの円換算額(円) (換算レート)	換算レート(⑥) による円換算額 (円) (④×⑥)	本件各為替 差益(円) (⑧-⑦)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
17	平成30年7月25日	出金等	129.90	16,000.00	2,078,400	9,174,972 / 89,172.16	1,646,249	432,151
合 計								432,151

(注) 「順号」欄記載の番号は、別表2-2に記載した順号に対応するものである。



これは正本である。

令和7年2月5日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 西林 崇

